

「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」及び「農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示案」
についての意見・情報の募集について

令和 8 年 4 月 23 日
農林水産省経営局
水 産 庁

この度、「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」及び「農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、金融庁において、地域活性化のためには、地域企業の成長性等を支援する資本制資金の供給が重要との観点から、銀行や保険会社等の投資専門子会社の出資に関する要件等の緩和・明確化を図るため、銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）及び保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）の改正を行うこととされています。

共済事業を行う農業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会においても、同様の観点から、投資専門子会社の出資に関する要件等の緩和・明確化等を行うため、農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）及び水産業協同組合法施行規則（平成 20 年農林水産省令第 10 号）について、所要の改正を行う予定です。

また、それに伴い、農業協同組合法施行規程（平成 17 年農林水産省告示第 528 号）及び水産業協同組合法施行規程（平成 20 年農林水産省告示第 316 号）についても、所要の改正を行う予定です。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)
- (2) 農林水産省経営局協同組織課において配布

3 意見・情報の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、[意見入力へ](#)のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省経営局協同組織課企画法令係

4 意見・情報の提出上の注意

- ・提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- ・提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・また、これらの情報は、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年4月23日～令和8年5月22日
（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案
- ・農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示案